

日本ダンス・セラピー協会会則

第一章 総則

第1条〔名称〕 この会は、「日本ダンス・セラピー協会」と称し、その英訳名を"Japan Dance Therapy Association (略称 JADTA ジャッタ)"とする。

第2条〔目的〕 この会は、ダンス・セラピーに関する研究、実践を促進し、会員相互の情報交換と技術交換を図り、ダンス・セラピーの普及を図ることを目的とする。

第3条〔事業〕 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)総会、及び、研究会の開催
- (2)その他、この会の目的に必要な事業

第二章 会員

第4条〔会員〕 この会は、正会員、学生会員、及び、賛助会員をもって組織する。各会員は、この会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

第5条〔会費〕 会員は、別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。
→入会金及び会費規定

第三章 役員

第6条〔役員〕 この会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理事 若干名（但し、1名を事務局担当理事とする）
- (4)監事 2名
- (5)評議員 若干名

第7条〔役員選出〕 理事、監事、評議員は、総会において会員の中から互選する。会長、副会長は、理事の中から互選し、総会において会員の承認を得る。

第8条〔役員任務〕 この会の役員の任務は、次の通りである。

- (1)会長は、この会を代表し、会務を掌握する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長の欠ける時はこれを代理する。また、会長の委任に基づき、会務を処理する。
- (3)理事は、この会の運営を審議し、処理する。
- (4)監事は、会計を監査する。
- (5)評議員は、各々の地域、分野において活動の中心となる。

第9条〔役員任期〕 この会の役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第10条〔顧問〕 この会に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に対して意見を述べ、また、会議に出席して意見を述べる。

第四章 会議

第 11 条〔総会〕 総会は、会員をもって構成し、会長が年に 1 回招集する。

- 2 総会においては、次の事項を決議する。
 - (1)事業計画及び収支予算
 - (2)事業報告及び収支決算
 - (3)役員改選及び会則改正
 - (4)その他、必要な事項

第 12 条〔理事会〕 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 理事会においては、次の事項を決議する。
 - (1)会務の執行に関する事項
 - (2)総会に提出する議案
 - (3)その他、必要な事項

第五章 細則

第 13 条 この会の経費は会費その他の収入をもって当てる。

- 2 この会の会計年度は、年次総会開催翌日より、翌年の年次総会開催当日までとする。

付則 1 この会則は、平成 4 年 9 月 19 日より施行する。

付則 2 協会本部、事務局は、次の所に置く。

〒134 東京都江戸川区清新町 2-7-20

東京福祉専門学校内

日本ダンス・セラピー協会

TEL03-3804-1515FAX03-3877-1177

入会金および会費規定は次の通りです。

	入会金	年会費
正会員	1,000 円	5,000 円
学生会員	1,000 円	3,000 円
賛助会員	無料	50,000 円(1 口)